

## Ⅲ ウラジオストク宣言

「第9回アジア太平洋都市サミット」が、2010年9月30日に、新たに大韓民国の光陽市の参加を得て、6カ国13都市の代表がここウラジオストク市に集い開催された。

今は「都市間競争の時代」を迎えている。グローバル化の急速な広がりによって、人・物・資金・情報が、世界を高速で駆け巡る時代になり、これらが集まる都市になることが都市政策の1つの重要な目標であると認識されるようになった。

同時に現在は「都市間連携・協力の時代」である。社会環境の急激な変化に対応し都市活力を維持し高めていくためには、「今、世界で起こっていること」を幅広く収集・分析するとともに、多様な視点からの知識、経験を結集した取り組みが求められるようになってきた。他都市との連携・協力は、その有効な手段の1つである。

今回のアジア太平洋都市サミットは、「持続可能なアジア太平洋都市の発展～世界的経済危機下での新しい都市政策」を全体テーマとし、分科会において「経済成長のための取り組み」「新しい都市づくり」について、各都市の政策を学びあい、都市間連携と協力の可能性について協議した。

その結果、アジア太平洋地域の都市が、持続的な発展を目指していくためには、我々サミット会員都市がリーダーシップを発揮しこの地域を牽引していくとともに、今後益々緊密で実践的な連携や協力が都市間に欠かせないことを確認した。

会議の閉会にあたり、アジア太平洋地域の諸都市のさらなる共同発展のために、下記の事項をウラジオストク宣言として採択する。

- 1 我々は、アジア太平洋地域の新たな活力を創造していくために、各都市の経験や知識について学びあう機会のさらなる創出、多様な学びあいツールの開発、学びあい体制の構築に努め、これまでより一歩進んだ継続性と親密性のある都市間連携・協力を進めていく。
- 2 我々は、アジア太平洋都市の競争力向上のために、アジア太平洋地域の国際的な地位を上げていく努力をすすめていく。会員都市は、お互いに協力しながら、アジア太平洋地域の潜在能力、将来的な可能性について、世界に向けて積極的に情報を発信していく。
- 3 2011年に日本国・鹿児島市で第9回実務者会議を、2012年に大韓民国・浦項市で第10回市長会議を開催する。

2010年9月30日  
ロシア連邦・ウラジオストク市にて

## IV 参加者名簿

都市 City	役職 Position	氏名 Name
<p>バンコク都 (タイ王国) Bangkok Metropolitan Administration (The Kingdom of Thailand)</p>	<p>知事諮問機関委員長 Chairman, Advisers to Governor of Bangkok</p>	Dr. Vallop Suwandee
	<p>財政局副局長 Deputy Director-General, Finance Department</p>	Ms. Rossukon Semson
	<p>国際部国際課長 Chief, International Relations Section</p>	Mr. Piset Aramraks
	<p>総務部 General Administrative Officer</p>	Ms. Busakorn Naulyong
	<p>国際部 Foreign Relations Officer</p>	Ms. Phojanee Kalapak
<p>釜山広域市 (大韓民国) Busan Metropolitan City (Republic of Korea)</p>	<p>釜山国際交流財団事務処長 Secretary General, Busan Foundation for International Activities</p>	<p>金東旭 Mr. Kim Dong-wook</p>
	<p>行政自治局国際協力課実務担当者 Manager of Busan city International Relations Department</p>	<p>金善泰 Mr. Kim Sun-tae</p>
	<p>釜山国際交流財団ロシア語通訳 Interpreter, Busan Foundation for International Activities</p>	<p>金閔燮 Mr. Kim Yoon-suap</p>
<p>大連市 (中華人民共和国) Dalian People's Government (People's Republic of China)</p>	<p>副市長 Deputy Mayor</p>	<p>曹愛華 Ms. CAO Aihua</p>
	<p>外事弁公室副主任 Deputy Director, Dalian City International Relations Bureau</p>	<p>史明強 Mr. SHI Mingqiang</p>
	<p>外事弁公室外事弁公室アジア処長 Director, Asia Division, Dalian City International Relations Bureau</p>	<p>劉舫 Ms. LIU Fang</p>
	<p>外事弁公室アジア処副処長 Deputy Director, Asia Division, Dalian City International Relations Bureau</p>	<p>陳策 Mr. CHEN Ce</p>
	<p>外事弁公室ヨーロッパ・アフリカ処職員 Staff, Dalian City International Relations Bureau</p>	<p>戰潔 Ms. ZHAN Jie</p>
<p>福岡市 (日本国) Fukuoka City (Japan)</p>	<p>副市長 Deputy Mayor</p>	<p>高田 洋征 Mr. Hiroyuki TAKADA</p>
	<p>総務企画局国際部長 Executive Director, International Affairs Department, General Affair &amp; Planning Bureau</p>	<p>中川 伸司 Mr. Shinji NAKAGAWA</p>
	<p>総務企画局国際部国際課長 Director, International Affairs Department, General Affair &amp; Planning Bureau</p>	<p>永浦 洋彦 Mr. Hirohiko NAGAURA</p>
	<p>総務企画局国際部国際係長 Chief, International Affairs Department, General Affair &amp; Planning Bureau</p>	<p>古賀 有子 Ms. Yuko KOGA</p>

都市 City	役職 Position	氏名 Name
福岡市 (日本国) Fukuoka City (Japan)	総務企画局国際部係員 Assistant Chief, International Affairs Department, General Affair & Planning Bureau	真藤 悠子 Ms. Yuko SHINTO
	総務企画局国際部(通訳・中国語) International Affairs Coordinator, International Affairs Department, General Affair & Planning Bureau	千葉 由紀子 Ms. Yukiko CHIBA
	総務企画局国際部(通訳・韓国語) International Affairs Coordinator, International Affairs Department, General Affair & Planning Bureau	朴 龍得 Mr. PARK Yongdeuk
	総務企画局国際部(通訳・英語) International Affairs Coordinator, International Affairs Department, General Affair & Planning Bureau	七條 真理子 Ms. Mariko SHICHIJO
光陽市 (大韓民国) Gwangyang City (Korea)	市長 Mayor	李聖雄 Mr. Lee Sung-woong
	港湾通商課長 Head of trade and port division	尹泳学 Mr. Yoon Yeong-hak
	港湾通商課 国際協力Team長 Team Leader, International Co-operation, Port & Trade Division	宋路鍾 Mr. SONG Ro-jong
	港湾通商課 Assistant Manager, Port & Trade Division	任東喆 Mr. Ihm Dong-chul
香港特別行政区 (中華人民共和国) Government of the Hong Kong Special Administrative Region (People's Republic of China)	計画局 地域計画担当官 Chief Town Planner, Planning Department	余賜堅 Mr. YUE Chi Kin
イポー市 (マレーシア) Ipoh City (Malaysia)	社会基盤担当上級技官 Senior Engineer of Infrastructure	Ms. Zuraina Binti Kamarul Ariff
	都市計画担当官 city planning officer	Mr. Mohd Zainal Bin Abdul Hamid
鹿児島市 (日本国) Kagoshima City (Japan)	市長 Mayor	森 博幸 Mr. Hiroyuki MORI
	総務局市長室国際交流課長 Chief of International Affairs Division	中園 豊明 Mr. Toyoaki NAKAZONO
	総務局市長室秘書課主査 Assistant section Chief, Kagoshima City Secretarial Division	迫田 和代 Ms. Kazuyo SAKODA
	総務局東京事務所主事 Staff, Kagoshima city Tokyo branch office	大庭 由記子 Ms. Yukiko OBA
	環境局環境部環境政策課主事 Staff, Environmental Policy Division	永田 晋介 Mr. Shinsuke NAGATA

都市 City	役職 Position	氏名 Name
北九州市 (日本) Kitakyushu City (Japan)	企画文化局国際部長 Executive Director, International Affairs Department, Planning & Cultural Affairs Bureau	高原 義弘 Mr. Yoshihiro TAKAHARA
	企画文化局国際部国際政策課交流企画係長 Manager, International Affairs Department, International Policy Division, Planning & Cultural Affairs Bureau	碓 政幸 Mr. Masayuki IKARI
熊本市 (日本国) Kumamoto City (Japan)	企画財政局企画情報部長 Senior Director, Planning and Information Department	坂本 純 Mr. Jun SAKAMOTO
	企画財政局企画情報部企画課主査 Chief, Planning Section	吉住 修 Mr. Osamu YOSHIZUMI
宮崎市 (日本国) Miyazaki City (Japan)	市長 Mayor	戸敷 正 Mr. Tadashi TOJIKI
	企画部長 Director, Miyazaki City Project Development Department	山田 義郎 Mr. Yoshiro YAMADA
	企画部秘書広報課主査 Manager, Miyazaki City Secretariat and Public Relations Division	宮里 克朗 Mr. Katsuro MIYAZATO
	企画部企画政策課主任主事 Senior Staff, Miyazaki City Project Development Division	岩村 隆史 Mr. Takafumi IWAMURA
浦項市 (大韓民国) Pohang City (Korea)	副市長 Deputy Mayor	尹 情 鏞 Mr. Yun Jung Yong
	国際協力チーム係長 Section Chief of International Cooperation Team	安 承 道 Mr. Ahn Sung Do
	国際協力チーム International Cooperation Team	金 永 俊 Mr. Kim Yung Joon
	港湾政策チーム長 Maritime Affairs and Port Team Leader	崔 永 疇 Mr. Choi Young Ju
	東北アジア自治団体連合(NEAR) The Secretariat of the Association of North East Asia Regional Governments	金 尙 賢 Mr. Kim Yung Joon

都市 City	役職 Position	氏名 Name
ウラジオストク市 (ロシア連邦) Vladivostok City (Russian Federation)	市長 Mayor	Mr. Igor PUSHKARYOV
	副市長 Deputy Mayor	Mr. Alexey LITVINOV
	国際関係・観光部長 Head, International Relations and Tourism Department	Mr. Vladimir SAPRYKIN
基調講演者・座長 Coordinator	極東国立大学世界経済部長、APEC研究所特別研究員 Head, Department of World Economy, Fellow, APEC Study Center, Far Eastern National University, Vladivostok, Russia	Prof. Tagir Khuziyatov
アジア太平洋都市 サミット事務局 (財)福岡アジア都市研究所 (日本国) Asian Pacific City Summit Secretariat Fukuoka Asian Urban Research Center (Japan)	理事長 Director General	樗木 武 Mr. Takeshi CHISHAKI
	総務課長 Director, General Affairs Section	志田原 紳吉 Mr. Nobuyoshi SHIDAHARA
	研究主査 Chief Researcher	山下 永子 Ms. Eiko YAMASHITA
	係員 Staff	大関 麻里子 Ms. Mariko OZEKI

# V アジア太平洋都市サミット規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この組織の名称は、アジア太平洋都市サミット（英文名 Asian-Pacific City Summit 以下「都市サミット」という。）という。

(目的)

第2条 都市サミットは、都市化の進展に伴い発生する都市問題の解決に向け、アジア太平洋地域の諸都市が、都市の連携とネットワークの構築を目指すことにより、アジア太平洋地域の一層の発展と世界の恒久平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 都市サミットは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市長会議の開催
- (2) 実務者会議の開催
- (3) その他都市サミットの目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員都市

(会員都市)

第4条 都市サミットの会員都市は、別表のとおりとする。

(代表者)

第5条 会員都市の代表者は、原則として市長又は市長相当職とする。

(加入)

第6条 都市サミットに新たに加わろうとする都市は、文書により、事務局に申請する。

- 2 事務局は、前項の申請について、その受理後最初に開かれる市長会議に付議する。
- 3 会員の資格は、市長会議における承認の日から効力を生じる。

(脱退)

第7条 会員都市は、事務局に、脱退を文書で申し出ることにより、脱退することができる。

- 2 脱退の効力は、事務局が前項の規定による申し出を受理した日から起算して30日を経過した日をもって生じる。
- 3 会員都市は、都市サミットを脱退した場合においても、この規約に基づき脱退前に負うこととされた義務については、脱退後も誠実にこれを履行しなければならない。

## 第3章 市長会議

(市長会議)

第8条 市長会議は、原則として、2年に1回開催する。

2 市長会議は、開催都市の代表者が招集する。

(構成)

第9条 市長会議は、会員都市の代表者をもって構成する。

- 2 市長会議には、会員都市の代表者が出席することを原則とする。ただし、代表者本人が出席できない会員都市は、代表者が他の者に権限を委譲し、出席させることができる。
- 3 会員都市以外の都市であっても、会員都市の紹介により、オブザーバーとして市長会議を傍聴することができる。

(権限)

第10条 市長会議の権限は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改廃
- (2) 新規加入の承認
- (3) 市長会議及び実務者会議開催都市の決定
- (4) その他都市サミットの運営についての重要な事項の決定

(議長)

第11条 市長会議の議長は、原則として開催都市の代表者が務める。

(定足数及び議決方法)

第12条 市長会議の定足数は、全会員都市の2分の1とする。

- 2 市長会議の議決は、原則として、出席会員都市の過半数の賛成により議決する。

(経費)

第13条 市長会議の開催に関わる経費は、開催都市の負担とする。

- 2 市長会議の出席に関わる経費（渡航費及び滞在費）は、出席都市の負担とする。ただし、開催都市が、その判断により当該経費の一部を負担することを妨げない。

(開催都市の決定)

第14条 市長会議の開催を希望する会員都市は、事務局へ申請する。

- 2 事務局は、前項の申請について、その受理後最初に開かれる市長会議に付議する。

## 第4章 実務者会議

(実務者会議)

第15条 実務者会議は、原則として、2年に1回開催する。

- 2 実務者会議は、開催都市の代表者が招集する。

(構成)

第16条 実務者会議は、会員都市の実務者をもって構成する。

- 2 会員都市以外の都市であっても、会員の紹介により、オブザーバーとして実務者会議を傍聴することができる。

(権限)

第17条 実務者会議は、市長会議で決定された合意事項の実現を図るため協議を行う。  
2 実務者会議の結果は、原則として、実務者会議の開催都市が市長会議に報告する。

(議長)

第18条 実務者会議の議長は、原則として開催都市が選出する者が務める。

(経費)

第19条 実務者会議に関わる経費は、第13条の規定を準用する。

(開催都市の決定)

第20条 実務者会議の開催都市の決定に関しては、第14条の規定を準用する。

## 第5章 事務局

(事務局)

第21条 都市サミットの事務局は福岡市に置く。  
2 事務局の運営に要する経費は、福岡市が負担する。  
3 事務局は、次の事業を行う。  
(1) 会員都市間の連絡及び調整  
(2) 市長会議、実務者会議、その他都市サミットの事業に関する連絡、調整及び支援  
(3) 各種会議の記録や都市サミットの運営に関する情報の保管及び提供  
(4) 都市サミットの運営全般に関する調査及び研究  
(5) その他、都市サミットの運営に関する事項  
4 その他、事務局の運営に関し必要な事項は、福岡市が別途定める。

附 則

この規約は、2002年8月31日から施行する。

附 則

この規約は、2008年9月29日から施行する。

附 則

この規約は、2010年9月30日から施行する。

## 別表

オークランド市（ニュージーランド）  
バンコク市（タイ王国）  
ブリスベン市（オーストラリア）  
釜山広域市（大韓民国）  
大連市（中華人民共和国）  
福岡市（日本国）  
広州市（中華人民共和国）  
ホーチミン市（ベトナム社会主義共和国）  
香港特別行政区政府（中華人民共和国）  
ホノルル市（アメリカ合衆国）  
イポー市（マレーシア）  
ジャカルタ特別市（インドネシア共和国）  
鹿児島市（日本国）  
北九州市（日本国）  
クアラルンプール市（マレーシア）  
熊本市（日本国）  
マニラ市（フィリピン共和国）  
宮崎市（日本国）  
長崎市（日本国）  
那覇市（日本国）  
大分市（日本国）  
佐賀市（日本国）  
上海市（中華人民共和国）  
シンガポール共和国  
ウルムチ市（中華人民共和国）  
ウラジオストク市（ロシア連邦）  
済州特別自治道（大韓民国）  
浦項市（大韓民国）  
光陽市（大韓民国）